

北海道

2人世帯で住宅扶助費引き下げ。「住み続けたい・申請」運動を!

7月から住宅扶助基準が引き下げられました。全ての級地で2人世帯の基準が一、〇〇〇円〜三、〇〇〇円の引き下げです。「転居しなければならぬのか」と心配の声が届いています。

「**通院が不便になる等を理由に8件全員が住み続けられること**」札幌東区では、左のように要望書を提出した8件全員が「引き下げ前の基準が適用」されま

しかし、今回は厚労大臣が本人の状況も考えずに一律に引き下げたので、本人の「状況」によって、転居しないで、引き下げ前の基準が適用される場合があります。その事例を紹介します。

した。内容を紹介します。

●80代の斉藤さん夫婦は、骨粗鬆症の奥さんの通院する病院の無料循環バスの停留場が近くにあるので、通院を保障することで容認されました。

生活保護の住宅扶助限度額が改定され、札幌における2人世帯の限度額が46,000円から43,000円に引下げられ、平成27年7月から適用されると聞いています。

私どもは高齢夫婦2人世帯で、現在家賃45,000円のアパートで生活しており、契約期間は平成28年10月31日で更新となっています。上記改定により、私どもは転居しなくてはならないこととなります。現在、私どもの世帯では、妻が骨粗鬆症で歩行が困難になってきており、要介護1の認定を受け介護サービスをうけるとともに、勤医協中央病院整形外科にひんばんに通っています。さいわい勤医協循環バスの停留所が近くにあり、通院の負担が少なくて済んでいます。また私も高齢化にともない、心身とも機能が低下しており、自立した生活ができる状態を維持するため気をつけています。かりに転居を考えた場合、転居自体が大きな負担になると同時に、通院が困難になったり、経済的、身体的負担の増加、健康状態への悪影響が心配されますので、引き続き現在のアパートで生活することを望んでいます。

以上の事情を考慮され、平成27年7月以降も住宅扶助の旧基準額を適用して下さいよう要望します。

- 高校生の子どもが通学に便利(40代の母子家庭)。
- 母が頸椎と腰で通院している病院が近所(70代の母と40代の子ども)。
- 生活環境の変化のストレスに弱い(80代の夫婦)。

●認知症の夫が周辺の地理をやっと覚えた(80代の夫婦)。

●二人ともメンタルで、長く通っている病院には徒歩で行ける(40代の母子家庭)。

●母がくも膜下出血で手術して間もなく、安定した環境が必要(70代の母と40代の子ども)。

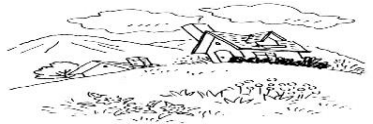
●夫が週に3回の人工透析を受ける病院が近距離にある(70代夫婦)。

市営・道営の住宅への申し込みを続けていた「努力」の継続のため

橘安芸子さん(富良野市・40代同居人との2人世帯)の場合。

富良野市は3級地の1で、7月から千円下がって3万円になりました。橘さんは富良野市の市街地で基準内の住宅がなかったため3万3千円のアパートに住んでいました。

6月中旬に担当CWに「該当す



ふくしの窓

<2015年07月04日 第947号>

北海道生活と健康を守る会連合会(道生連)

札幌市西区八軒8条東5丁目4-18

☎ (011) 736-1722

FAX (011) 736-1688

メールアドレス: doseiren@joy.ocn.ne.jp

る家賃の住宅がないこと」、「公営住宅への応募を続けていること」を訴えました。すると、「来年の6月まで、今の場所です。今までの住宅扶助費が支給される」と連絡が来ました。公営住宅への応募を続けてきたことが、「旧基準額を越えている場合、転居先確保のために熱心かつ誠実に努力している」に当たると説明されました。